

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成 22 年高契・公告第 1 号）の一部を次の表のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

平成 31 年 4 月 1 日

高松市長 大 西 秀 人

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>高契・公告第 1 号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和 39 年高松市規則第 36 号。<u>高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成 30 年高松市規則第 34 号）第 100 条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。</u>）第 6 条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p style="text-align: center;">平成 22 年 4 月 12 日</p>	<p>高契・公告第 1 号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和 39 年高松市規則第 36 号）第 6 条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p style="text-align: center;">平成 22 年 4 月 12 日</p> <p style="text-align: center;">改正 平成 22 年 8 月 18 日〔高契・公告第 51 号〕（同年 9 月 6 日以降公表分について適用）</p>

改正 平成23年4月1日〔高契・公告第10号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成23年6月6日〔高契・公告第20号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成23年7月29日〔高契・公告第47号〕（同年8月1日以降公表分について適用）

改正 平成24年3月29日〔高契・公告第8号〕（同年4月1日以降公表分について適用）

改正 平成24年5月28日〔高契・公告第38号〕（同年6月1日（12（19）に係る部分は、同年9月1日）以降公表分について適用）

改正 平成24年12月17日〔高契・公告第109号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年5月27日〔高契・公告第47号〕（同年6月1日以降公表分について適用）

改正 平成25年10月1日〔高契・公告第98号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年10月28日〔高契・公告第112号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成26年3月24日〔高契・公告第8号〕（同年4月1日以降公表分について適用）

改正 平成26年6月30日〔高契・公告第59号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成27年3月30日〔高契・公告第11号〕（同年4月1日以降公表分について適用）

改正 平成28年6月3日〔高契・公告第35号〕（同日以降公表分に

改正 平成31年4月1日〔高契・公告第27号〕（同日以降公表分について適用）

高松市長 大西秀人

1～3 略

4 入札の区分の項目においては、「価格競争」、「総合評価Ⅰ型(施工計画(土木)採用)」、「総合評価Ⅰ型(施工計画(建築)採用)」、「総合評価Ⅰ型(施工計画(設備)採用)」、「総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)」又は「総合評価Ⅱ型」のいずれかを表示する。それぞれの用語の意義は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 「総合評価Ⅱ型」とは、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する高松市総合評価落札方式実施要領第2条第4項に規定する特別簡易型総合評価落札方式（別表第2において「Ⅱ型」という。）の総合評価落札方式による入札で、同要領及びその細則、17（(1)アを除く。）の規定並びに次に定めるところにより評価を行うものをいう。

ア 略

ついて適用)

改正 平成29年4月1日〔高契・公告第31号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成30年4月1日〔高契・公告第24号〕（同日以降公表分について適用）

高松市長 大西秀人

1～3 略

4 入札の区分の項目においては、「価格競争」、「総合評価Ⅰ型(施工計画(土木)採用)」、「総合評価Ⅰ型(施工計画(建築)採用)」、「総合評価Ⅰ型(施工計画(設備)採用)」、「総合評価Ⅰ型(施工計画不採用)」又は「総合評価Ⅱ型」のいずれかを表示する。それぞれの用語の意義は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 「総合評価Ⅱ型」とは、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する高松市総合評価落札方式実施要領第2条第4項に規定する特別簡易型総合評価落札方式（別表第2において「Ⅱ型」という。）の総合評価落札方式による入札で、同要領及びその細則、17（(1)アを除く。）の規定並びに次に定めるところにより評価を行うものをいう。同細則3(7)の規定により指定する指定距離(A)及び指定距離(B)のそれぞれの直接距離の表示は、「総合評価Ⅱ型」の文字の次に「(指定距離(A)何km、指定距離(B)何km)」を付すことによる。

ア 当該建設工事公告で定める入札参加資格を満たしている場合に、標準点として100点を付与する。

イ 加算点は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、次の(ア)及び(イ)の評価項目ごとに評価を行った結果により、最大5点を与える。

(ア) 企業の施工能力

(イ) その他

ウ 略

(7) 略

5～7 略

8 低入札価格調査基準価格の項目においては、次に定めるところによる。

(1) 総合評価落札方式による入札の場合に、低入札価格調査基準価格を設定するか設定しないかを明示する。低入札価格調査基準価格を設定する場合は、数値的判断基準を設定するか設定しないかも併せて明示する。数値的判断基準を設定する場合は、入札価格が数値的判断基準に係る価格を下回ったときは、失格とする。

(2) 低入札価格調査基準価格は次の算式に基づき算出する。

予定価格（税抜き価格）×低入札価格調査基準価格率

1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
低入札価格調査基準価格率の算出方法については、最低制限価格率の例によるものとする。契約監理課ホームページ(低入札価格調査基準価格率のページ)を参照のこと。

(3) 数値的判断基準に係る価格は次の算式に基づき算出する。

予定価格（税抜き価格）×数値的判断基準率

1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
数値的判断基準率の算出方法については、最低制限価格率の例によるものとする。契約監理課ホームページ(数値的判断基準率のページ)を参照のこと。

イ 加算点は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、次の(ア)及び(イ)の評価項目ごとに評価を行った結果により、最大5点を与える。

(ア) 企業の施工能力

(イ) 地域精通度（工事場所からの近接の度合い（災害時の活動体制が整っていることを含む。））

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、アの標準点とイの加算点との合計点数を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(7) 略

5～7 略

8 失格基準価格の項目においては、次に定めるところによる。

(1) 総合評価落札方式による入札の場合に、失格基準価格を設定するか設定しないかを明示する。失格基準価格を設定するときは、入札価格が失格基準価格を下回った場合は、失格とする。

(2) 失格基準価格は次の算式に基づき算出する。

予定価格（税抜き価格）×失格基準価格率

1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
失格基準価格率の算出方法については、最低制限価格率の例によるものとする。契約監理課ホームページ(失格基準価格率のページ)を参照のこと。

[新設]

のとする。契約監理課ホームページ(数値的判断基準率のページ)を参照のこと。

(4) 「事後公表」とは、開札後（落札者が決定された場合に限る。）に低入札価格調査基準価格（数値的判断基準を設定した場合にあっては、低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準に係る価格）を公表することをいう。

(5) 低入札価格調査基準価格を設定した場合は、次の事項につき承諾の上、入札に参加しなければならない。

ア 契約規則第14条の3第2項の規定の適用があること。

イ 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最高の評価値をもって入札を行った者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

ウ 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は事後の事情聴取に協力すべきこと。

エ 数値的判断基準を設定した場合にあっては、低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われたときは、当該入札者が提出した積算内訳書の調査が実施されること。

9 支払条件の項目においては、次に定めるところによる。

(1) 「前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。）」とは、契約の区分に応じ、次のア及びイに定めるとおりとする（請負代金の支払について、この方法による場合は「○」を、この方法によらない場合は「×」を「前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。）」の文字に冠するものとする。）。

ア イに掲げる請負契約以外の請負契約 前金払及び中間前金払の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(ア) 前金払 公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、請

(3) 「事後公表」とは、開札後（落札者が決定された場合に限る。）に失格基準価格を公表することをいう。

[新設]

9 支払条件の項目においては、次に定めるところによる。

(1) 「前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。）」とは、契約の区分に応じ、次のア及びイに定めるとおりとする（請負代金の支払について、この方法による場合は「○」を、この方法によらない場合は「×」を「前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。）」の文字に冠するものとする。）。

ア イに掲げる請負契約以外の請負契約 前金払及び中間前金払の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(ア) 前金払 公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、請

求により、請負代金額（ただし、平成31年10月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないものについて、平成31年10月1日の前日までに請求を受けたときは、当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を除く。（イ）において同じ。）の100分の40以内の額を支払うことをいう。

(イ) 略

イ 債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約 前金払及び中間前金払の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(ア) 前金払 公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、指定年度分の出来高予定額が200万円以上の工事について、請求により、当該年度の出来高予定額（ただし、平成31年10月1日の前日までに請求を受けた場合は、当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を除く。（イ）において同じ。）の100分の40以内の額を支払うことをいう。指定年度の表示は、「前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。）」の文字の次に「（平成何年度）」を付すことによる。

(イ) 略

求により、請負代金額の100分の40以内の額を支払うことをいう。

(イ) 中間前金払 高松市公共工事の前金払に関する規則（平成21年高松市規則第15号）第3条各号に掲げる要件に該当するものについては、公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、(ア)の範囲内で既にした前金払に追加して、請求により、請負代金額の100分の20以内の額を支払うことをいう。

イ 債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約 前金払及び中間前金払の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(ア) 前金払 公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、指定年度分の出来高予定額が200万円以上の工事について、請求により、当該年度の出来高予定額の100分の40以内の額を支払うことをいう。指定年度の表示は、「前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。）」の文字の次に「（平成何年度）」を付すことによる。

(イ) 中間前金払 (ア)の指定年度分の出来高予定額が200万円以上、かつ、当該年度につき高松市公共工事の前金払に関する規則第3条各号に掲げる要件に該当するものについては、公共工事の前払金保

[削る]

(2) 「部分払」とは、債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約の場合に、指定年度において部分払をすることをいう（請負代金の支払について、この方法による場合は「○」を、この方法によらない場合は「×」を「部分払」の文字に冠するものとする。）。指定年度の表示は、「部分払」の文字の次に「（平成何年度）」を付すことによる。ただし、当該工事の出来高が当該年度の出来高予定額の10分の3以上に達した場合において、その出来高（ただし、平成31年10月1日の前日までに請求を受けた場合は、当該出来高に110分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を除く。）の10分の9以内の金額から、前払金及び中間前払金の合計額を差し引いた金額を当該年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。

(3) 略

10 入札保証金の項目においては、次に定めるところによる。

(1) 納付を要するか、免除するかを明示する。

証事業会社の保証があった場合、(ア)の範囲内で既にした前払に追加して、請求により、当該年度の出来高予定額の100分の20以内の額を支払うことをいう。

(2) (1)ア及びイの規定による前払金及び中間前払金の総額（債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約にあっては、各年度における前払金及び中間前払金の総額）は、高松市公共工事の前払に関する規則第4条ただし書の規定を適用する場合を除き、1億円を限度とする。同条ただし書の規定を適用する場合は、「※前金1億円限度を適用しない」と表示するものとする。

(3) 「部分払」とは、債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約の場合に、指定年度において部分払をすることをいう（請負代金の支払について、この方法による場合は「○」を、この方法によらない場合は「×」を「部分払」の文字に冠するものとする。）。指定年度の表示は、「部分払」の文字の次に「（平成何年度）」を付すことによる。ただし、当該工事の出来高が当該年度の出来高予定額の10分の3以上に達した場合において、その出来高の10分の9以内の金額から、前払金及び中間前払金の合計額を差し引いた金額を当該年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。

(4) 「しゅん工払」とは、しゅん工検査後、適法な請求があった日から40日以内に支払うことをいう（請負代金の支払について、この方法による場合は「○」を、この方法によらない場合は「×」を「しゅん工払」の文字に冠するものとする。）。

10 入札保証金の項目においては、次に定めるところによる。

(1) 納付を要するか、免除するかを明示する。

(2) 納付を要するとした場合は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8 (平成31年10月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、100分の10。14(3)において同じ。)に相当する金額を加算した金額(その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

11 略

12 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

(1) (2)に規定する入札に参加する者に必要な資格を満たさない者又は17(5)による入札参加資格の確認を得ない者は、入札に参加することができない。

(2) 入札に参加する者に必要な資格は、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める要件の全てを満たし、かつ、17(5)による入札参加資格の確認を得たこととする。

ア～ウ 略

(3)～(15) 略

(16) 「単体企業共通資格」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア～カ 略

キ 当該建設工事公告の工事の種類項目において表示された工事の種類(解体工事にあつては、建築一式工事又はとび・土工・コンクリート工事でも可)に係る高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されて、連続して2年を経過している者(以下このキにおいて「連続2年以上当該業種登載者」という。)であること。この場合において、連続2年以上当該業種登載者となるために本来入札参加資格申請をすべき期間

(2) 納付を要するとした場合は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

11 略

12 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

(1) (2)に規定する入札に参加する者に必要な資格を満たさない者又は17(4)による入札参加資格の確認を得ない者は、入札に参加することができない。

(2) 入札に参加する者に必要な資格は、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める要件のすべてを満たし、かつ、17(4)による入札参加資格の確認を得たこととする。

ア～ウ 略

(3)～(15) 略

(16) 「単体企業共通資格」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア～カ 略

キ 当該建設工事公告の工事の種類項目において表示された工事の種類に係る高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されて、連続して2年を経過している者(以下このキにおいて「連続2年以上当該業種登載者」という。)であること。この場合において、連続2年以上当該業種登載者となるために本来入札参加資格申請をすべき期間内に失念等によって入札参加資格申請をしなかった者が、その後の直近の受付期間内

内に失念等によって入札参加資格申請をしなかった者が、その後の直近の受付期間内に入札参加資格申請をして高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録された場合において、その者が次のいずれにも該当するときは、当該入札参加資格を失っていた期間の前後の期間は、引き続いていたものとみなす。

(ア)・(イ) 略

ク 入札書提出期限日及び開札（総合評価落札方式による場合にあつては、入札書提出期限日、開札及び落札候補者決定）のいずれの時点においても、高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した対象工事（(15)イ(ア)に規定する対象工事をいう。以下このクにおいて同じ。）の手持件数及び高松市病院局が発注した対象工事の手持件数の合計が2以下であること（手持工事件数の特例等に関する要領（平成23年4月1日施行）の規定の適用がある場合は、その適用後の件数以下であることとし、また、次の日は終日手持件数に算入し、(イ)から(エ)までの日はその翌日に手持件数から除外する。）。

(ア) 落札者（入札後審査型制限付き一般競争入札にあつては、落札候補者）となった日

(イ) しゅん工検査に合格した日

(ウ) 落札候補者となった後の入札参加資格の確認で入札参加資格を有しないと18の通知をした日

(エ) 落札候補者となった後の低入札価格調査の結果、契約規則第14条の2第1号各号のいずれかに該当するとして18の通知をした日

(17) 「特定JV（2者）共通資格」とは、次のア及びイの要件を満たすことをいう。

ア 特定JVは次の要件を全て満たすこと。

(ア)～(エ) 略

に入札参加資格申請をして高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録された場合において、その者が次のいずれにも該当するときは、当該入札参加資格を失っていた期間の前後の期間は、引き続いていたものとみなす。

(ア)・(イ) 略

ク 入札書提出期限日及び開札（総合評価落札方式による場合にあつては、入札書提出期限日、開札及び落札候補者決定）のいずれの時点においても、高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した対象工事（(15)イ(ア)に規定する対象工事をいう。以下このクにおいて同じ。）の手持件数及び高松市病院局が発注した対象工事の手持件数の合計が2以下であること（手持工事件数の特例等に関する要領（平成23年4月1日施行）の規定の適用がある場合は、その適用後の件数以下であることとし、また、次の日は終日手持件数に算入し、(イ)及び(ウ)の日はその翌日に手持件数から除外する。）。

(ア) 落札者（入札後審査型制限付き一般競争入札にあつては、落札候補者）となった日

(イ) しゅん工検査に合格した日

(ウ) 落札候補者となった後の入札参加資格の確認で入札参加資格を有しないと18の通知をした日

[新設]

(17) 「特定JV（2者）共通資格」とは、次のア及びイの要件を満たすことをいう。

ア 特定JVは次の要件をすべて満たすこと。

(ア)～(エ) 略

イ 特定JVの各構成員は(16)アからクまでの全ての要件を満たすこと。

(18) 「特定JV(3者)共通資格」とは、次のア及びイの要件を満たすことをいう。

ア 特定JVは次の要件を全て満たすこと。

(ア)～(エ) 略

イ 特定JVの各構成員は(16)アからクまでの全ての要件を満たすこと。

(19) 略

(20) 「工事成績の評定に係る資格」の細項目において「過去2年間に同業種で2件以上有する場合は、その平均が65点未満でないこと」とは、高松市発注の同業種工事(建設業法の29業種区分による。ただし、解体工事にあつては、公告その他の契約の申込みの誘引を平成31年3月31日以前に行ったとび・土工・コンクリート工事を含む。)の工事成績評定点(しゅん工検査に合格した日が当該建設工事公告の日以前2年以内のものに限る。施工中に香川県広域水道企業団に移管された工事を除く。)を2件以上有する場合は、それらの平均が65点未満でない者でなければならないことをいう。

13 略

14 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業

イ 特定JVの各構成員は(16)アからクまでのすべての要件を満たすこと。

(18) 「特定JV(3者)共通資格」とは、次のア及びイの要件を満たすことをいう。

ア 特定JVは次の要件をすべて満たすこと。

(ア)～(エ) 略

イ 特定JVの各構成員は(16)アからクまでのすべての要件を満たすこと。

(19) 略

(20) 「工事成績の評定に係る資格」の細項目において「過去2年間に同業種で2件以上有する場合は、その平均が65点未満でないこと」とは、高松市発注の同業種工事(改正前の建設業法の28業種区分による。)の工事成績評定点(しゅん工検査に合格した日が当該建設工事公告の日以前2年以内のものに限る。平成30年4月1日現在施工中の工事であつて高松市から香川県広域水道企業団に移管されたものを除く。)を2件以上有する場合は、それらの平均が65点未満でない者でなければならないことをいう。

13 略

14 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（平成31年10月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、110分の100）に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(4)～(13) 略

15 入札参加資格の事前確認の日の項目においては、次に定めるところによる。

「入札参加資格の事前確認」とは、入札参加者全員に対し、開札前において、次のとおり入札参加資格の確認を行うことをいう。

(1) 略

(2) 確認の内容

次のアからウまでについて行う。

ア 略

イ 次の要件（直近の入札参加資格申請の際に営業証明書を提出していない者にあつては、(エ)の要件を除く。）を満たしているかを確認する。

(ア) 略

(イ) 略

(ウ) 12(7)又は(8)に規定する等級又は決定数値若しくは主観点数

者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(4)～(13) 略

15 入札参加資格の事前確認の日の項目においては、次に定めるところによる。

「入札参加資格の事前確認」とは、入札参加者全員に対し、開札前において、次のとおり入札参加資格の確認を行うことをいう。

(1) 確認を行う場所

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所財政局契約監理課

（電話番号（087）839-2511）

(2) 確認の内容

次のアからウまでについて行う。

ア 入札に参加することができる者の項目において入札に参加することができる者として掲げられた者に該当するかを確認する。

イ 次の要件（直近の入札参加資格申請の際に営業証明書を提出していない者にあつては、(エ)の要件を除く。）を満たしているかを確認する。

(ア) 12(14)において「要」の要件を付した場合にあつては、当該要件

(イ) 12(16)アからクまでに掲げる要件（特定JVにあつては、12(16)アからクまでに掲げる要件及び12(17)ア(エ)又は(18)ア(エ)に掲げる要件)

(ウ) 12(7)又は(8)に規定する等級又は決定数値若しくは主観点数

に係る要件（建設工事に係る平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（平成30年高松市告示第969号）別表備考2（1）括弧内又は（2）括弧内の資格を含む。）を付した場合にあっては、当該要件

16 略

17 落札候補者及び落札者の決定方法

（1）次の区分によって第1順位の落札候補者を決定する。

ア 略

イ 総合評価落札方式 次の（ア）から（ウ）までの全ての要件に該当する者のうちから、それぞれ4（2）ア又は（6）アの標準点と4（2）イ又は（6）イの加算点との合計点数を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下このイにおいて「評価値」という。）の最も高い者（評価値の最も高い者が2者以上あるときは、最低の価格をもって入札した者（最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより第1順位の落札候補者を決定するものとする。）とする。）を落札候補者とした上で、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

（ア） 略

（イ） 入札価格が8の数値的判断基準に係る価格を下回らないこと。

（ウ） 略

に係る要件（建設工事に係る平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（平成28年高松市告示第916号）別表備考2（1）括弧内又は（2）括弧内の資格を含む。）を付した場合にあっては、当該要件

16 略

17 落札候補者及び落札者の決定方法

（1）次の区分によって第1順位の落札候補者を決定する。

ア 4（1）に該当する入札区分 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とした上で、落札者の決定を保留し、開札を終了する。落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合には、電子入札システムによる電子くじにより第1順位の落札候補者を決定するものとする。

イ 総合評価落札方式 次の（ア）から（ウ）までのすべての要件に該当する者のうちから、それぞれ4（2）ア又は（6）アの標準点と4（2）イ又は（6）イの加算点との合計点数を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下このイにおいて「評価値」という。）の最も高い者（評価値の最も高い者が2者以上あるときは、最低の価格をもって入札した者（最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより第1順位の落札候補者を決定するものとする。）とする。）を落札候補者とした上で、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

（ア） 入札価格が予定価格の範囲内であること。

（イ） 入札価格が8の失格基準価格を下回らないこと。

（ウ） 評価値が、それぞれ4（2）ア又は（6）アの標準点を予定価格で除

(2) 略

(3) 略

(4) 8の低入札価格調査基準価格を設定した場合において、落札候補者となった者の入札価格が当該設定した低入札価格調査基準価格を下回ったときは、高松市低入札価格調査制度実施要領（平成31年4月1日施行）第8条に規定する調査表による低入札価格調査の対象とし、その者に対し、調査の実施を通知した上で、同条に掲げる事項のうち必要な項目について、調査及び事情聴取を行うとともに、必要に応じ書面の提出を求めるものとする。

(5) 落札候補者から提出された14(1)エの確認資料及び14(1)オの追加資料（12(6)ウによる要件を付した場合にあっては、14(1)エの確認資料並びに14(1)オ及びカの追加資料）の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があると認められ、かつ、(4)による調査の対象となった場合にあっては、審査の結果、契約規則第14条の2第1項各号のいずれか

して得た数値を下回らないこと。

(2) 落札候補者となった者に対しては、電話連絡等により、14(1)オの追加資料（12(6)ウによる要件を付した場合にあっては、14(1)オ及びカの追加資料）の提出を求めるものとする。

(3) (2)の規定により落札候補者として連絡を受けた者は、連絡を受けた日の翌日（その日が休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日又は12月29日から翌年の1月3日までをいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）の午後5時までに、14(1)オの追加資料（12(6)ウによる要件を付した場合にあっては、14(1)オ及びカの追加資料）を次の場所に持参しなければならない。

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所財政局契約監理課

（電話番号（087）839-2511）

[新設]

(4) 落札候補者から提出された14(1)エの確認資料及び14(1)オの追加資料（12(6)ウによる要件を付した場合にあっては、14(1)エの確認資料並びに14(1)オ及びカの追加資料）の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があると認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。追加資料を期限までに提出しない場合又は入札参加資格が認め

に該当する事由がないと認められたときは、当該落札候補者を落札者として決定する。追加資料を期限までに提出しない場合又は入札参加資格が認められなかった場合（落札候補者から(6)の書面の提出がなかった場合を含む。）は、当該落札候補者が行った入札を無効とし、(4)による調査の対象となった場合において、審査の結果、契約規則第14条の2第1項各号のいずれかに該当する事由があると認められたとき（落札候補者から(4)の書面の提出がなかった場合を含む。）は、当該落札候補者を失格とした上で、次順位者から追加資料の提出を求め、審査を行うものとする（次順位者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回ったときは、(4)による調査の対象とする）。なお、落札者が決定するまで、同様の手続を順次行うものとする。

(6) 略

(7) 略

18 無効通知書等の送付等

入札参加資格が認められなかった者については無効通知書を、契約規則第14条の2第1項各号のいずれかに該当する事由があると認められた者については失格通知書を、電子入札システムにより送付するものとする。なお、

られなかった場合（落札候補者から(5)の書面の提出がなかった場合を含む。）は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者から追加資料の提出を求め、審査を行うものとする。なお、落札者が決定するまで、同様の手続を順次行うものとする。

(5) 確認資料及び追加資料の記載内容が入札参加資格を満たすか否かの主張が市と落札候補者との間で異なる場合においては、市長は、落札候補者に対し、市の主張理由を添え期限を定めて落札候補者の主張理由を書面で提出することを書面で依頼するものとし、落札候補者が提出した書面により入札参加資格を満たすか否かの審査をするものとする。この場合、市長及び落札候補者のそれぞれの主張理由を記載した書面は、契約監理課ホームページで公表するものとする。

(6) 落札者が決定した場合は、電子入札システムにより、落札者の氏名又は名称及び落札金額を入札参加者に通知するものとする。ただし、紙による入札参加者については、落札者に対してのみ、書面により通知し、落札者以外の者については、入札結果の公表をもって落札決定の通知とする。

18 無効通知書の送付等

入札参加資格が認められなかった者については、電子入札システムにより、無効通知書を送付するものとする。なお、紙による入札参加者については、書面により通知するものとする。

紙による入札参加者にあつては、書面により通知するものとする。

19 苦情の申立て等

17(5)の審査により入札参加資格がないと認められた者及び総合評価落札方式による入札において落札者とならなかった者の苦情及び再苦情の申立てに関しては、高松市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成24年6月1日施行）の定めるところによる。

20 契約の締結の項目においては、「市議会の議決を要する」又は「市議会の議決を要しない」を表示し、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「市議会の議決を要する」の表示がある場合は、次に定めるところによる。

ア 略

イ 落札者（特定建設工事共同企業体にあつては、その全ての構成員をいう。(2)イにおいて同じ。）が、仮契約締結日又は市議会の議決の日において、当該建設工事公告において定める入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなった場合には、仮契約を締結しないこと、又は締結した仮契約を解除し、本契約を締結しないこと（ウにおいて「契約解除等」という。）がある。

ウ 略

(2) 略

21・22 略

23 補則

(1)～(5) 略

19 苦情の申立て等

17(4)の審査により入札参加資格がないと認められた者及び総合評価落札方式による入札において落札者とならなかった者の苦情及び再苦情の申立てに関しては、高松市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成24年6月1日施行）の定めるところによる。

20 契約の締結の項目においては、「市議会の議決を要する」又は「市議会の議決を要しない」を表示し、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「市議会の議決を要する」の表示がある場合は、次に定めるところによる。

ア 高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年高松市条例第14号）第2条の規定により契約の締結に関し市議会の議決を要する。

イ 落札者（特定建設工事共同企業体にあつては、そのすべての構成員をいう。(2)イにおいて同じ。）が、仮契約締結日又は市議会の議決の日において、当該建設工事公告において定める入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなった場合には、仮契約を締結しないこと、又は締結した仮契約を解除し、本契約を締結しないこと（ウにおいて「契約解除等」という。）がある。

ウ イの規定により契約解除等を行った場合、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。

(2) 略

21・22 略

23 補則

(1)～(5) 略

(6) 次のいずれかに該当する場合 (17(4)による調査を実施した案件において、次順位者が落札候補者となった場合を除く。) には、不正又は不誠実な行為（入札の秩序を乱す行為）として高松市指名停止等措置要綱の規定を適用し、必要な措置を講ずるものとする。ただし、ウの初回該当（過去2年以内に該当行為がないときは、初回該当とみなす。）については、この限りでない。

ア 略

イ 落札候補者となったにもかかわらず、配置予定技術者がいないことを理由に 17(5)の審査において入札参加資格が認められなかったとき。

ウ 17(6)の書面による手続に至る前に、落札候補者が確認資料又は追加資料の錯誤、内容の誤り等による入札の無効を認めたとき。

エ 17(6)による市長の依頼に対し落札候補者が主張理由についての書面を提出しなかったとき。

オ 17(5)の審査において施工実績等の要件に係る入札参加資格が認められなかった場合において、当該工事を施工する者に通常求められる技能及び知識の水準に照らし落札候補者の説明が妥当性を欠いているとき。

(7) 入札には、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、建設業法、契約規則、高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領、高松市総合評価落札方式実施要領及びその細則、高松市電子入札（工事・コンサル）運用基準、高松市工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領、高松市指名停止等措置要綱、高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準（平成24年高松市告示第404号）、高松市入札参加者心得、高松市最低制限価格制度要領（平成26年1月31日施行）、高松市低入札価

(6) 次のいずれかに該当する場合には、不正又は不誠実な行為（入札の秩序を乱す行為）として高松市指名停止等措置要綱の規定を適用し、必要な措置を講ずるものとする。ただし、ウの初回該当（過去2年以内に該当行為がないときは、初回該当とみなす。）については、この限りでない。

ア 落札候補者となったにもかかわらず、17(3)による追加資料の提出をしないとき。

イ 落札候補者となったにもかかわらず、配置予定技術者がいないことを理由に 17(4)の審査において入札参加資格が認められなかったとき。

ウ 17(5)の書面による手続に至る前に、落札候補者が確認資料又は追加資料の錯誤、内容の誤り等による入札の無効を認めたとき。

エ 17(5)による市長の依頼に対し落札候補者が主張理由についての書面を提出しなかったとき。

オ 17(4)の審査において施工実績等の要件に係る入札参加資格が認められなかった場合において、当該工事を施工する者に通常求められる技能及び知識の水準に照らし落札候補者の説明が妥当性を欠いているとき。

(7) 入札には、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、建設業法、高松市契約規則（高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において読み替えて準用する場合を含む。）、高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領、高松市総合評価落札方式実施要領及びその細則、高松市電子入札（工事・コンサル）運用基準、高松市工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領、高松市指名停止等措置要綱、高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準（平成24年高松市告示第40

格調査制度実施要領（平成31年4月1日施行）その他関係規程（契約監理課ホームページに掲載されている最新の「入札制度に関する質問及び回答」を含む。）及び(12)の使用約款、設計書、図面その他契約に必要な条件を承諾の上、参加しなければならない。

(8)・(9) 略

(10) 落札の結果、当該工事が他の工事と隣接工事の条件に該当する場合は、契約後原則として全ての諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）を対象として調整を実施する。

(11) 略

(12) 使用約款は、区分に応じて次のとおりとする。

ア イに掲げる請負契約以外の請負契約 高松市工事請負契約約款、高松市工事請負契約約款の特則（一般用）及び高松市工事請負契約約款の特約（一般用）

イ 債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約で、指定年度において部分払をするもの 高松市工事請負契約約款、高松市工事請負契約約款の特則（債務負担（部分払有り）用）及び高松市工事請負契約約款の特約（債務負担（部分払有り）用）

(13) 問い合わせ先

郵便番号760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所財政局契約監理課

（電話番号（087）839-2511）

別表第1 略

4号）、高松市入札参加者心得、高松市最低制限価格制度要領（平成26年1月31日施行）その他関係規程（契約監理課ホームページに掲載されている最新の「入札制度に関する質問及び回答」を含む。）及び(12)の使用約款、設計書、図面その他契約に必要な条件を承諾の上、参加しなければならない。

(8)・(9) 略

(10) 落札の結果、当該工事が他の工事と隣接工事の条件に該当する場合は、契約後原則としてすべての諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）を対象として調整を実施する。

(11) 略

(12) 使用約款は、区分に応じて次のとおりとする。

ア イに掲げる請負契約以外の請負契約 高松市工事請負契約約款及び高松市工事請負契約約款の特則（一般用）

イ 債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約で、指定年度において部分払をするもの 高松市工事請負契約約款及び高松市工事請負契約約款の特則（債務負担（部分払有り）用）

(13) 問い合わせ先

郵便番号760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所財政局契約監理課

（電話番号（087）839-2511）

別表第1 略

別表第2 略

別表第2 略